

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和7年第1回南部水道企業団議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番上原勝彦議員、3番西銘多紀子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号

**南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例**

○議長 神谷信夫君

日程第3. 議案第1号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第1号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年1月28日提出

提案理由でございますが、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告、並びに関係町の職員の給与改定を考慮し、改正する必要があるため提案いたします。

内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

では1ページをお開き下さい。改正条文の説明をいたします。

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の225.0」をそれぞれ「100分の235.0」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

別表2を次のように改める。

5ページまでが給料表の改正となっていますので、お目通し下さい。

次に5ページの方をお開き下さい。同じく第2条 南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の235.0」をそれぞれ「100分の230.0」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120.0」に改める。

附則、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び同条第3項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び同条第3項の規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で説明を終わります。6ページから13ページまでにおいては、新旧対照表を添付していますので、お目通しの方をよろしくお願いいたします。これで説明を終わります。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第1号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第4．議案第2号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第2号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

企業長の給与及び旅費に関する条例(昭和51年条例第16号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年1月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由、一般職の給与改定及び、関係町の特別職の給与改定を考慮し、改正する必要があるので提案いたします。

内容については、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

議案の条文のご説明をいたします。1ページの方をお開き下さい。企業長の給与及び旅費に関す

る条例の一部を改正する条例。

第1条 企業長の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170.0」を「100分の175.0」に改める。

第2条 企業長の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の175.0」を「100分の172.5」に改める。

附則、（施行期日等）1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の企業長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、前項の規定による改正前の企業長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。以上で説明を終わります。2ページから3ページの方に新旧対照表を添付していますので、お目通しの方をよろしくお願いいたします。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第2号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

日程第5．議案第3号

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第 5. 議案第 3 号・南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光

議案第 3 号

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 6 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 8 日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに関係町の給与改定状況等を考慮し、会計年度任用職員の給料表を改正する必要があるため提案いたします。

内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

私の方から条例を読み上げて説明に代えさせていただきたいと思います。1 ページ、南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。その下から 3 ページまでが給料表となっております。

続いて、3 ページの方をお開き下さい。給料表の下の方です。附則、（施行期日等）1 この条例は、公布の日から施行する。2 改正後の幹部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

4 ページから 8 ページまでが新旧対照表となっておりますので、お目通しの方をよろしく願いいたします。これで説明を終わります。ご審議の方、よろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第3号・南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)

○議長 神谷信夫君

日程第6. 議案第4号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第4号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和7年1月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

1ページの方をお願いします。

議案第4号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)第1条 令和6年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)第2条 令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算第3条に定めた収益的

支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的支出、1 款第 1 項営業費用337万3,000円の補正でございます。補正によりまして、営業費用は17億2,973万2,000円となります。

1 款の水道事業費用は、17万7,470万1,000円になります。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（1）職員給与費337万3,000円の補正でございます。補正によりまして、職員給与費は1億8,777万9,000円となります。（2）交際費20万円の補正でございます。補正によりまして、交際費は、30万円になります。こちらの（2）の交際費でございますけれども、こちらの方は、前回の議会で補正していただいた額ではございますけれども、こちらの議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正のところでの改めを失念してございましたので、今回、改めさせていただいております。これからこのようなことがないように注意していきます。どうも失礼致しました。

令和 7 年 1 月 2 8 日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

詳細は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

3 ページの方をお開き下さい。私の方から令和 6 年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第 3 号）の実施計画書の説明をいたします。

今回の補正予算第 3 号は、主に人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに関係町の職員及び特別職の給与改正を考慮して、企業団の各給与条例の改正に伴う補正予算となっております。

実施計画書の収益的支出、第 1 款第 1 項第 4 目総係費の給与費で98万円、企業長及び職員の手当で73万1,000円と、あと会計年度任用職員の期末手当で24万円、報酬、各種委員で4万6,000円と、会計年度任用職員で52万円、法定福利費の共済組合負担金で68万2,000円と、公務災害補償で1万4,000円、退職手当組合負担金で16万円の増額補正となっております。

なお、各種委員の報酬については、現在進めています水道事業審議会の会議が当初 3 回で予定していたんですけど、5 回程度開く予定でいますので、今回 2 回分の委員報酬4万6,000円を計上しております。

また、公務災害補償については、率の変更に伴っての増額となっております。

そして他資料として 4 ページの方に予定キャッシュ・フロー計算書、5 ページと 6 ページの方に予定貸借対照表及び 7 ページの方に予定損益計算書を添付しておりますので、お目通しの方をよろしく願いいたします。これで説明を終わります。ご審議の方、よろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号・令和６年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

起立全員であります。したがって、議案第４号・令和６年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第３号）は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第３９条の規定により、令和７年第１回南部水道企業団議会臨時会において議決されました事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第１回南部水道企業団議会臨時会を閉会します。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号２番）上原 勝彦

署名議員（議席番号３番）西銘 多紀子